

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大分市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動を行い、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、もって消費者の権利の保護・実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下、「法」という。) 第2条別紙の下記記載の活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② 環境の保全を図る活動
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ④ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑤ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑥ 消費者の保護を図る活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係る次の事業並びに目的を達するために必要な事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業
- ② 消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供事業
- ③ 消費生活に関する消費者の被害の防止、救済及び支援事業
- ④ 消費生活に関する消費者・事業者に対する啓発及び教育活動事業
- ⑤ 消費生活に関する意見の表明又は提言事業
- ⑥ 他の消費者団体・関係諸機関との支援事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 出版物の作成販売

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって法における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動に積極的に関与して推進するために入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、その者が第6条に掲げる条件に適合することを確認した上、理事会の同意を経て、入会の承認をするものとする。

3 前項の入会承認においては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員が各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席正会員の過半数の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款若しくは総会又は理事会の定める規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び選任要件)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上 15人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事のうち、理事長を 1 名、副理事長を若干名とする。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 役員のうちには、特定非営利活動促進法第 20 条第 1 ～ 6 号、消費者契約法第 13 条第 5 項第 6 号イ、ロ、ハに該当する者がいてはならない。

7 理事の数のうちに占める特定の事業者（消費者契約法第 13 条第 3 項第 2 号に当たる事業者を除き、当該事業者との間に発行済株式の 2 分の 1 以上の株式の数を保有する関係その他消費者契約法施行規則で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の消費者契約法施行規則で定める者をいう。）の数の割合が 3 分の 1 を超えてはならない。

8 理事の数のうちに占める同一の業者（消費者契約法第 13 条第 3 項第 2 号に当たる事業者を除き、消費者契約法施行規則で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の数の割合が 2 分の 1 を超えてはならない。

9 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく

は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けるときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、その議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除く。第 42 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎事業年度 1 回、前事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 4 号この規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、第 21 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の有する表決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 正会員の表決権は、平等なるものとする。

3 第1項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条、第27条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印又は記名、捺印するものとする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務（以下「差止請求関係業務」という）に関する事項

(4) 委員会その他の組織構成及び委員の任命に関する事項

(5) 事務局の組織及び業務に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 前項第3号の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の議決については、理事ならびに理事会その他のものに委任できない。

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第30条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メールによって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が出席できないときは、理事長が指名する理事とし、指名する者がいないときは出席理事において互選した者がこれに当たる。

(議決・利害関係の理事等)

第33条 理事会議決については、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 2 理事会の審議及び議決について、特別の利害関係を有する理事は、その審議及び議決に加わることができない。審議及び議決の内容が、特定の事業者等の不当な事業活動に対する差止請求関係業務その他一定の行動を決議するものである場合は、当該事業者等の役員及び使用者並びに当該事業者等と取引関係を有している者は、この特別利害関係人に当たるものとする。
- 3 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面等により通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって理事会の持ち回り議決とする。
- 4 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面もしくはファックス又は電子メールをもつて表決することができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印又は記名、捺印するものとする。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経理においては、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分しなければならない。
- (1) 差止請求関係業務
 - (2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）
 - (3) 前2号に掲げる業務以外の業務
- 3 第35条第6号に定める積立金は、差止請求関係業務に要する費用に充てる。
- 4 この法人が、差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けた後に、その認定が失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務が終了した場合において、第35条第6号に定める積立金に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（消費者契約法に基づいて差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあつては、当該適格消費者団体）があるときは当該適格消費者団体に、これがないときは同法第13条第3項第2号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。
- 5 前項の帰属先については、理事会において決定するものとする。

(会計の原則)

第 38 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までは前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 事務局

(事務局の設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要により事務局長及び所要の職員を置く。

3 理事は事務局長若しくは職員を兼務することができる。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 46 条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写し、並びに法第 28 条において備付けが定められた書類を備え置かなければならない。

(閲覧)

第 47 条 会員及び利害関係人から前条の備付けの閲覧請求があつたときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分等)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産財産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て選定する。

2 第 35 条第 6 号に定める積立金のうち、この法人が解散したときに残存するものは、他の適格消費者団体（他に適格消費者団体がないときは、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち内閣総理大臣が指定する消費者団体（一般法人を除く））、又は国に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て選定する。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 雑則

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は等法人のホームページにおいて行う。

(細則)

第 53 条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	足立 勇 一
副理事長	井田 雅 貴
理 事	小野 ヒサエ
理 事	大内 眞 弓
理 事	倉橋 敬一郎
理 事	財津 庸 子
監 事	森 脇 宏
監 事	兒 玉 清

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から 2008 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会員

①年会費 2,000 円

(2) 賛助会員

①年会費 1,000 円

附則

2010年5月28日の第4回通常総会で一部変更を議決したこの定款は、大分県知事の認証の日(2010年9月9日)より施行する。

附則

2011年5月27日の第5回通常総会で一部変更を議決したこの定款は、大分県知事の認証の日(2011年8月9日)より施行する。

附則

2013年5月27日の第7回通常総会で一部変更を議決したこの定款は、大分県知事の認証の日（2013年12月13日）より施行する。

附則

2017年5月24日の第11回通常総会で一部変更を議決したこの定款は、大分県知事の認証の日（2017年8月17日）より施行する。ただし、第52条の貸借対照表の公告については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年6月7日法律第70号）の公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。